

ふじみ野市総合振興計画審議会条例

平成18年3月30日

条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、ふじみ野市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、ふじみ野市総合振興計画（以下「総合振興計画」という。）の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の教育委員会の委員
- (2) 市の農業委員会の委員
- (3) 公共的団体等の代表
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 市民の代表者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申の終了までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年条例第6号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。